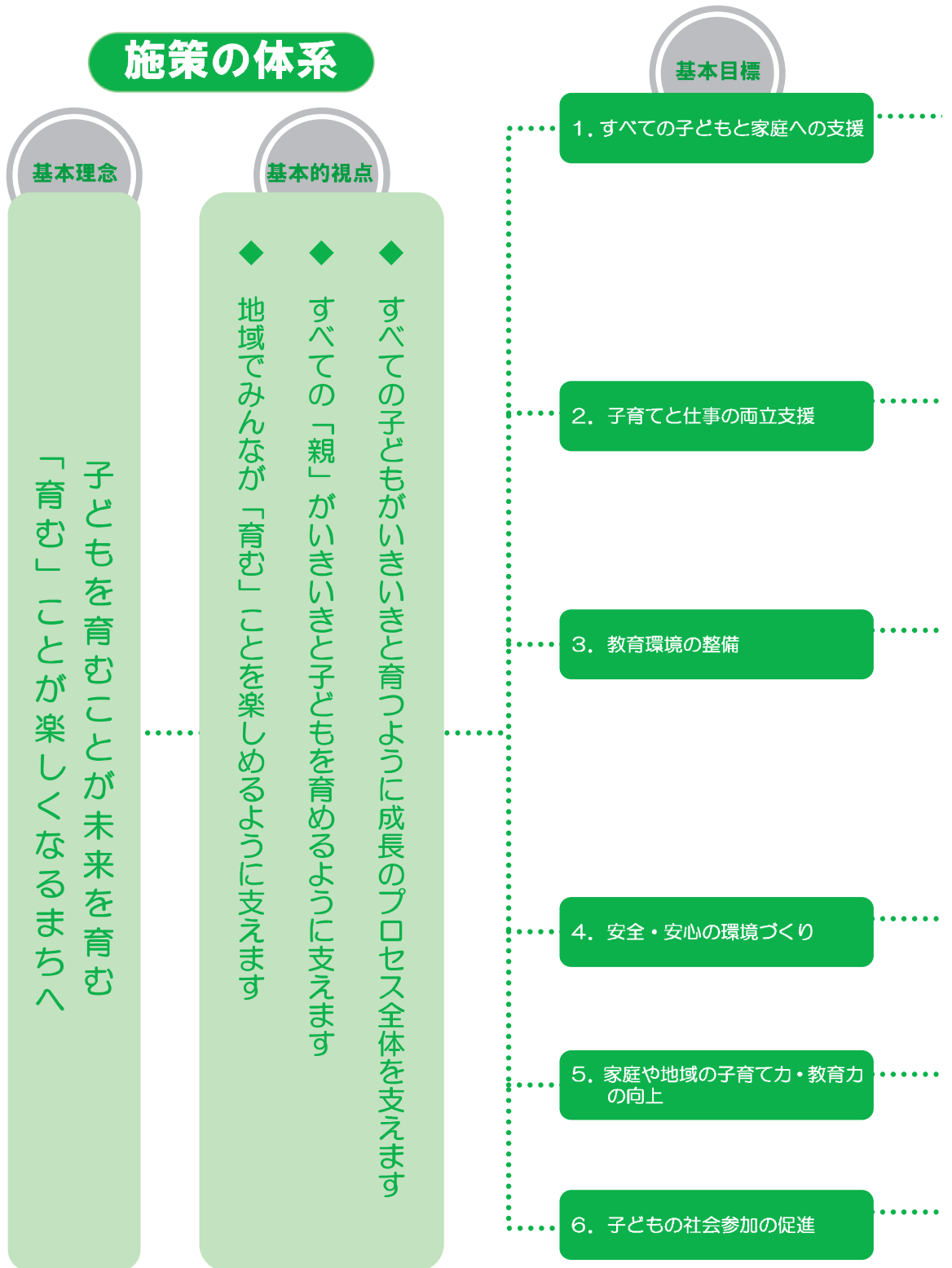


第4章 施策の展開



(★印の施策は本計画においてとりわけ重点的に取り組む「重点施策」です)

施策の方向性

主な施策

..... ①すべての子どもと家庭に対する子育て支援の展開	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援拠点の充実
②子どもや母親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進 • 学童期・思春期保健対策の充実 • 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 • 夜間・休日の初期小児医療体制の確保 • 食育の推進
③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ★障がいや発達に遅れのある子どもと家庭への支援の充実 • ひとり親家庭等への支援 ★児童虐待防止施策の充実
④経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> • 経済的な支援
..... ①雇用環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> • 企業等への啓発の推進
②男女がともに仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 男女の家庭責任と就業との両立支援の推進
③多様な保育施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ★保育所待機児童の解消 • 保育内容の充実 • 子育て支援事業の充実
④放課後児童対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ★地域児童育成会待機児童の解消 • 地域児童育成会等の支援内容の充実
..... ①学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 豊かな心の育成 • 信頼される学校園づくり
②社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 社会教育の推進
③幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 幼児教育の充実
④男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 男女平等教育の推進
⑤子どもの人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ★子どもの権利全体にかかる救済、立ち直りのための支援の推進 • いじめ・不登校・ひきこもりなどへの対応 • 子どもの健全育成の実施
..... ①子育てを支援する生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもが住みやすい住環境づくり ★公共施設や道路などの子育てバリアフリー環境の整備
②子どもの安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 • 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 • 有害環境から子どもを守る活動の推進 • 被害にあった子どもの支援の推進
..... ①家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭教育の推進
②適切な情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 適切な情報提供の推進
③三層構造による子育て支援システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ★三層構造による子育て支援システムの強化
..... ①子どもたちの居場所・活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもたちの居場所づくりの充実 • 様々な体験の機会の提供・充実
②子ども参加型のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 子ども参加型のまちづくりの推進
③青少年の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> • 青少年の就労支援

1. すべての子どもと家庭への支援

〔これまでの主な取組状況〕

地域児童館*^{P.113}等の地域子育て支援拠点施設を開設するとともに、すべての公立保育所に子育て支援担当保育士を配置し、親子の居場所・交流の場や学習機会の提供、育児相談、親子育てグループの活動支援などに取り組んでいるほか、私立保育所や幼稚園でも園庭開放や育児相談などを行い、地域における子育て家庭への支援に取り組んでいます。

母子の健康づくりについては、妊娠期からの早期支援や10か月児健診の開始、家庭訪問事業など充実に努めるとともに、阪神北広域こども急病センターや関係機関と連携し小児救急医療体制の確保・充実に努めています。また、「たからづか食育推進計画」に基づき、食育の推進に取り組んでいます。

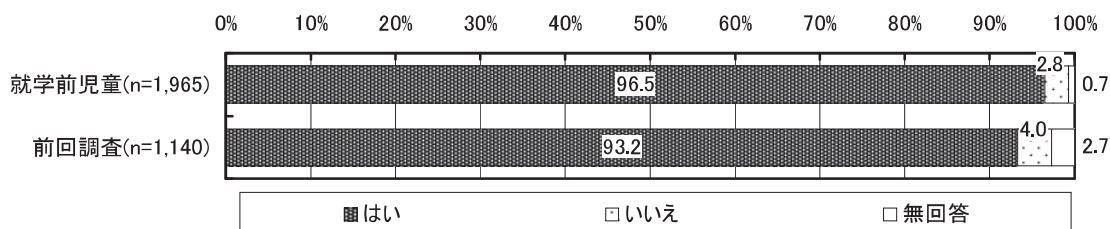
配慮が必要な子どもと家庭への支援については、関係課・機関の連携により、乳幼児健診から相談、発達支援、療育へとつないでいく体制を強化しました。また、ひとり親家庭等に対する支援の実施、「配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定及び同計画に基づく施策の実施、児童虐待防止に向けた相談体制の充実、24時間体制での子どもの悩みの電話相談等に取り組んでいます。

経済的な支援については、乳幼児等の医療費負担無料化の対象を拡充しました。

〔基礎調査の結果〕

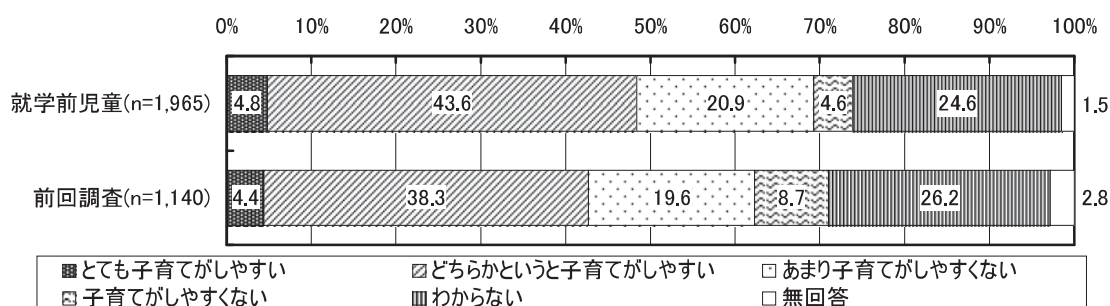
- ・子育てが楽しい、宝塚市は子育てがしやすいと思う人が増えています。
- ・就学前児童の保護者の8.1%が児童虐待と思われる行為をした経験を持っています。

◆子育ては、楽しいですか。

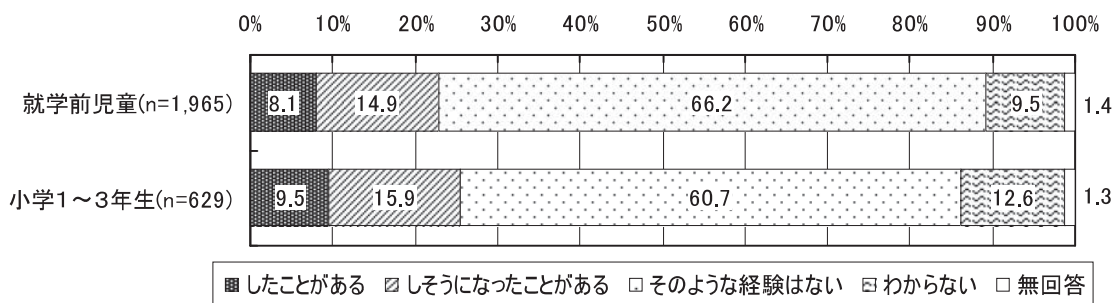


資料：子どもの成長と子育てに関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

◆宝塚市は子育てがしやすいまちと思いますか。



◆あなたは、身近な子どもに対して、児童虐待と思われる行為をした経験、もしくはしそうになった経験がありますか。



資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

【今後の課題】

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、地域子ども・子育て支援事業^{*P.114}として地域子育て支援拠点事業や子育て短期支援事業（ショートステイ事業）など、引き続き実施に努めるとともに、支援を必要とする子どもと家庭の早期発見・対応の強化、発達に遅れのある子どもや児童虐待への対応など対象者の増加に伴う支援体制の充実に引き続き努めていく必要があります。



地域子育て支援拠点施設「子ども家庭支援センターきらきらひろば」の様子

施策の方向性

①すべての子どもと家庭に対する子育て支援の展開

中学校区を基本として子育て支援拠点の充実を図るとともに、地域の資源を活用して身近なところで集える場の拡充等、地域における子育て家庭の支援を充実していきます。

また、地域のなかでお互いに助けあい子どもを預かるファミリーサポート事業や保護者の宿泊を伴うような緊急的な理由（出産、冠婚葬祭等）で預かりを行うショートステイ事業を実施し、子育て家庭の不安、負担の軽減を図っていきます。

主な推進施策
・ 子育て支援拠点の充実

②子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産、育児期における切れ目のない支援体制づくりとして、妊娠届出の際の情報提供や医療機関との連携により、妊娠中に相談しやすい支援体制づくりに努めます。また、出産後の訪問事業・相談事業・家事援助の充実、関係機関との連携を強化し、乳幼児健診の機能についての評価方法や発達障がいの早期発見・早期支援への取組を検討します。さらに母子保健事業全体を評価する取組について検討します。小児医療対策については、近隣市との広域連携により運営する「阪神北広域こども急病センター」など、夜間休日の初期小児救急医療体制の確保に引き続き努めます。

思春期における喫煙・飲酒・性については、引き続き、学校や関係機関と連携を図りながら正しい知識の普及に努めます。また、よりよい食習慣の確立のため、食や子どもの健康づくりにかかわる関係機関・団体、地域の連携のもとに、食育を推進します。

また、地域で活動されている健康づくり推進員^{*P.113}、まちづくり協議会^{*P.115}、子育てサークル、民生委員・児童委員等に母子保健情報を提供し、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します。

さらに、妊娠期からの児童虐待予防を目指し、子どもの育てにくさを感じる親のサインを受け止め、寄り添い支援するための支援者の資質向上に努めます。

主な推進施策

- ・切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進
- ・学童期・思春期保健対策の充実
- ・子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進
- ・夜間・休日の初期小児医療体制の確保
- ・食育の推進

取組の一例

切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進

- ・産科や小児科医療機関との連絡会議等において、現状の母子保健情報を提供し、連携体制を強化します。
- ・各市町において実施する乳幼児健診について情報収集し、子どもの疾病や発達、家庭に対する子育て支援の必要性を評価し、早期に相談に応じ支援につなげるなど、乳幼児健診の機能について質的な評価方法を研究します。
- ・現状の母子保健管理システムから、母子保健情報を一元化できるシステムに更新し、母子保健事業全体を評価する体制を整備します。

学童期・思春期における命を大切に作る取組の推進

- ・児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、道徳教育を推進します。
- ・中学生を対象に「赤ちゃん学校訪問」や産婦人科医や宝塚市助産師会による命の授業等を推進し、命の尊さや思いやりの心を育みます。
- ・特別支援を要する子どもについて、年1回「教育と福祉の連携会議」を開催し、状況の把握と情報の共有を図り、支援や手立てについて連携し対応します。
- ・小学3年生から中学3年生を対象に、毎年、年度当初に心理教育とリラクゼーション体験、「こころとからだのアンケート」を実施し、何かが起こる前に、迅速に対応します。また、子どもが気がかかっていることや困っていることを話せるような担任等との関係づくりに生かします。
- ・小中学生を対象に、思春期教育の媒体となる妊婦体験ジャケットや赤ちゃん人形を活用した啓発を積極的に行います。また、性感染症、ライフプランの中での望ましい妊娠・出産のあり方、やせ、肥満、月経周期、子宮がん検診等、女性特有の健康づくりの啓発に努めます。

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

- ・地域で活動する関係機関・団体に対して、母子保健情報を提供し、連携支援体制を推進します。

③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもが住み慣れた地域で暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・教育等の連携のもと、相談支援から療育、障がい児保育、就学指導、生活支援、将来の就労支援へつないでいく支援体制の充実に努めます。

また、ひとり親家庭を対象とした相談支援や就労促進、経済的支援などの取組を進めるとともに、外国人家庭に対する相談事業等を引き続き実施し、課題を抱える子どもや家庭へのセーフティネットの構築を目指します。

児童虐待の防止については、「要保護児童対策地域協議会^{*P.115}」など関係機関によるネットワークを通じて、発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的支援に努めます。また、DVの防止については、「配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、DVの防止と被害者支援を推進していきます。

生活困窮家庭の子どもに対しては、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るため、例えば学校での地域と連携した学習支援等の取組を引き続き実施します。

主な推進施策（☆は重点施策）

☆障がいや発達に遅れのある子どもと家庭への支援の充実

・ひとり親家庭等への支援

☆児童虐待防止施策の充実

取組の一例

発達障がいに関する早期発見・早期支援、相談支援体制の構築

- ・発達障がいの早期発見・早期支援を目的に5歳児を対象とした相談事業の実施を検討します。また、事業を通して関係機関との支援体制の構築を図ります。
- ・乳幼児健診対象者へ発達に関する啓発ちらしを配布し、保護者の意識を高めることで、早期相談につながるよう取り組みます。

障がいのある児童をすべて対象とした障害児相談支援、保育所等訪問支援の実施

- ・子ども発達支援センターにおいて、障がい児が通所支援や福祉サービスを利用する際に児童の発達や家庭環境に応じた適切な利用計画を相談支援専門員が作成する障害児相談支援を実施します。また、障がい児が在籍する保育所等へ訪問支援員が訪問し、集団生活の適応のための支援を行う保育所等訪問支援を実施します。
- ・子ども発達支援センターにおいて、障がいのある児童すべてに対応できるように研修を受講し、職員のスキルアップを図ります。

取組の一例

児童虐待予防のための親支援プログラムの実施

- ・ ペアレントトレーニング（コモンセンス・ペアレンティング）^{*P.115}の講座を継続して実施するとともに、状況によっては個別に対応します。また、他の親支援プログラムの実施についても研究します。

乳幼児健診未受診児に対する調査体制の強化

- ・ 民生委員・児童委員、保健師による家庭訪問で、不在等により状況が把握できない子どもについて、要保護児童対策地域協議会^{*P.115}等で状況把握ができる仕組みづくりを検討します。

児童虐待に関する早期発見・早期対応のための相談支援体制の強化

- ・ 引き続き研修等の活用により、相談員等の個々の職員の資質向上を図るとともに、専門知識を持った職員の継続的配置に努めます。
- ・ 増大するケースに対し、個々に適切に対応できるよう、引き続き体制の強化を検討します。

※母子保健計画として定める「②子どもや母親の健康の確保」及び「③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実」に係る課題及び目標値については、56～57ページに記載しています。

④経済的な支援

子育て家庭の負担軽減に向けて、乳幼児等医療費助成など、経済的支援の充実に引き続き努めます。

主な推進施策

- ・ 経済的な支援

取組の一例

乳幼児等医療費助成事業

- ・ 0歳児から中学3年生（1歳児以上は所得制限有り）までの医療費を助成します。

児童手当事業

- ・ 家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的に、児童を養育している者に児童手当を支給します。

ファミリーサポート助成事業

- ・ ひとり親家庭等経済的困難を抱える家庭のファミリーサポートを利用する費用の一部助成を行い保護者の負担軽減を図ります。

2. 子育てと仕事の両立支援

【これまでの主な取組状況】

男女共同参画、母子保健などの施策を通じて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現や女性が働きやすい環境づくり、男女がともに担う子育てなどの意識啓発や学習機会の提供を市内企業に対しても実施するとともに、女性のための相談や支援を行っています。

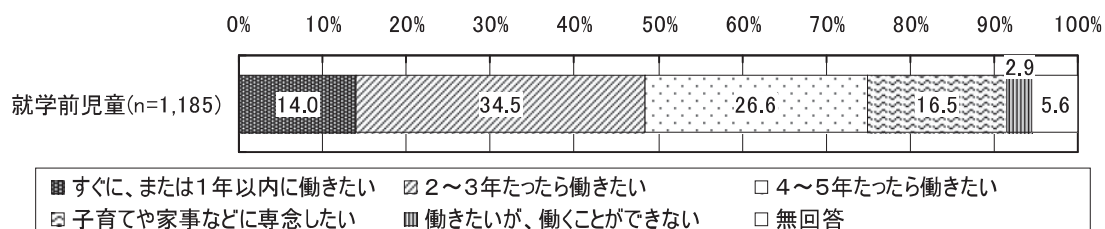
幼児期の教育・保育事業については、保育所待機児童の解消を図るため、私立保育所の誘致・整備を計画的に進め、定員拡充に努めています。また、国や県の基準を上回る保育所職員の加配など保育内容の充実を図るとともに、休日保育などの充実にも努めています。

放課後児童対策については、市内全小学校に地域児童育成会^{*P.114}を設置し、定員の拡充や大規模育成会の分割など支援する環境の整備、開設時間の延長などを進めています。

【基礎調査の結果】

・働く意向を持つ母親の増加に伴い、保育所や地域児童育成会へのニーズが高い状況です。

◆今後、働きたいと思いませんか。《母親》



◆あて名のお子さんの平日の保育所、幼稚園などの利用状況についてお答えください。

◆あて名のお子さんの教育・保育サービスなどの利用希望についてお答えください。

	3歳になるまで		3歳になってから小学校に入るまで	
	利用状況 (n=992)	利用希望 (n=992)	利用状況 (n=963)	利用希望 (n=1,965)
認可保育所	24.7%	49.5%	26.6%	34.9%
認定こども園	2.1%	18.8%	3.6%	11.4%
市指定保育所	6.1%	15.2%	2.6%	7.3%
幼稚園	1.7%	—	56.3%	62.6%
幼稚園の預かり保育	0.4%	—	15.5%	38.6%

資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

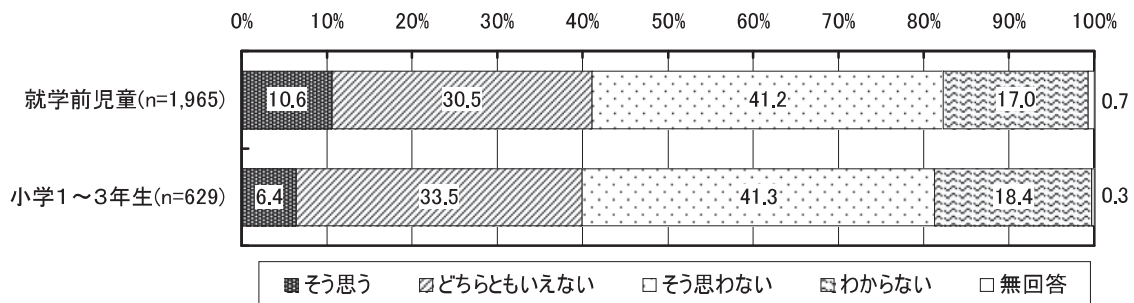
◆あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

◆小学4年生以降の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

	小学1～3年生の間		小学4年生以降	
	就学前児童 (n=1,965)	小学1～3年生 (n=629)	就学前児童 (n=1,965)	小学1～3年生 (n=629)
自宅	57.2%	65.0%	41.7%	41.8%
祖父母などの親族や近所の人、友人・知人などの家	33.5%	36.4%	19.8%	19.7%
学校のクラブ活動	—	—	32.3%	25.6%
学習塾や習い事	42.2%	50.7%	38.7%	37.2%
児童館(子ども館、出前児童館を含む)	26.5%	29.4%	12.4%	12.4%
地域児童育成会	33.1%	28.5%	19.7%	22.9%
放課後子ども教室	33.6%	29.6%	14.2%	16.9%
ファミリーサポートセンター	3.0%	1.9%	1.1%	0.6%
発達に支援が必要な子どものための通所施設	1.7%	2.2%	1.1%	1.1%
その他	2.5%	7.6%	1.7%	3.7%
無回答	2.2%	2.1%	3.5%	9.4%

◆お住まいの地域の子育て環境について、日頃どのようにお感じですか。

【保育サービスが充実している】



資料：子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（平成25年（2013年）10月）

【今後の課題】

本市では、平成25年度(2013年度)に「宝塚市保育所待機児童解消計画」を策定し、平成27年(2015年)4月までに待機児童解消を目指していますが、保護者の働き方の変化等に伴い保育需要は今後とも高い水準を維持するものと考えられます。

このため、男女ともに子育てと仕事の両立が可能な社会と職場環境づくりへの取組と併せて、子ども・子育て支援新制度に基づき質・量ともさらに充実した保育施策の実施に引き続き努めていく必要があります。

施策の方向性

①雇用環境の整備促進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を職場に浸透させ、男女がともに子育てと仕事の両立が可能な職場環境づくりを推進するよう、企業に対して啓発を推進していきます。また、雇用主として本市が策定する「宝塚市特定事業主行動計画^{*P.114}」に定められた目標を達成するよう努めます。

主な推進施策

- ・企業等への啓発の推進

②男女がともに仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の促進

男女がともに性別にとらわれることなく、多様な生き方ができる男女共同参画社会の考え方に基づいた取組を進め、誰もが仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の実現を目指します。

主な推進施策

- ・男女の家庭責任と就業との両立支援の推進

③多様な保育施策の充実

子ども・子育て支援新制度に基づく事業へ円滑な移行を図るとともに、認可保育所や地域型保育事業^{*P.114}の誘致整備など待機児童を発生させない供給体制の確保、保育水準の維持向上、一層の保育内容の充実に努めます。

また、保護者の生活実態やニーズを踏まえた多様な保育需要に対応し、子どもの育ち、親の育ちを保障するため、公私立保育所の連携を深め役割を明確にしながら、限られた財源を有効に活用した保育所運営を目指すとともに、病児・病後児保育、休日保育、一時預かり事業などの充実に努めます。

主な推進施策（☆は重点施策）

- ☆保育所待機児童の解消
 - ・保育内容の充実
 - ・子育て支援事業の充実

取組の一例

子ども・子育て支援事業計画に基づく保育ニーズに対応した受け入れ枠の確保

- ・ 私立幼稚園の認定こども園化及び私立幼稚園を連携施設^{*P.115}とした小規模保育事業所A型^{*P.113}の整備等の方策により、保育ニーズに対応した受け入れ枠の確保を図ります。

利用者支援（保育コンシェルジュ）の実施

- ・ 保護者のニーズに合った施設等の紹介や利用方法の情報提供などを行い、きめ細やかな利用支援を行います。

幼稚園・保育所等における一時保育の推進

- ・ 引き続き幼稚園や保育所、認定こども園^{*P.114}による一時預かり等を実施し、ニーズに応じて定員枠の拡充を図ります。

④放課後児童対策の充実

地域児童育成会^{*P.114}について、支援環境の整備や支援内容の充実、待機児童の生じている小学校区の解消等に努めていきます。また、国の「放課後子ども総合プラン^{*P.115}」に基づき、放課後児童クラブ（地域児童育成会など）と放課後子ども教室^{*P.115}を連携して実施するなど放課後対策を総合的に推進します。

主な推進施策（☆は重点施策）

- ☆地域児童育成会待機児童の解消
- ・ 地域児童育成会等の支援内容の充実

取組の一例

地域児童育成会等における対象の拡大（小学6年生まで）

- ・ 全小学校区で小学6年生までのニーズに対して、平成31年度(2019年度)までに確保策を講じます。